第二十二条の二第一項中「支払を受ける配当等の額を支払う」を「配当等（前条第二項第一号に規定する配当等をいう。次項において同じ。）をする」に、「あつた」を「ある」に、「その支払を」を「その」に、「の支払に係る効力が生ずる日（法第二十四条第三項の規定により交付を受けたものとみなされる同項の株式の価額のうち同条第一項の規定により法第二十三条第一項第一号に掲げる金額とみなされる金額にあつては、法第二十四条第三項の合併又は分割型分割の日。以下第二十二条の三の二までにおいて同じ。）」を「に係る効力発生日」に改め、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

２　前項に規定する計算期間とは、その受ける配当等の額に係る配当等の前に最後に当該配当等をする他の内国法人によりされた配当等の基準日等（前条第二項第二号に規定する基準日等をいう。以下第二十三条までにおいて同じ。）の翌日（次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日）からその受ける配当等の額に係る基準日等までの期間をいう。

第二十二条の二第二項第一号中「支払を」を削り、「の支払に係る基準日」を「に係る基準日等」に、「支払われる配当等の額」を「される配当等に係るもの」に改め、同項第二号中「支払を」を削り、「支払に係る基準日」を「配当等の額に係る基準日等」に、「支払われる配当等の額」を「される配当等に係るもの」に改め、同項第三号中「支払を」を削り、「その支払に係る基準日」を「当該配当等の額に係る基準日等」に、「支払われる配当等の額」を「される配当等に係るもの」に改め、同条第三項中「の支払に係る効力が生ずる日」を「に係る効力発生日」に改める。

第二十二条の三を削る。

第二十二条の三の二第一項中「第二十三条第七項」を「第二十三条第六項」に、「同項の」を「同項に規定する」に、「この項及び次項」を「この条」に、「同条第一項」を「法第二十三条第一項」に、「の支払に係る基準日」を「に係る基準日等」に、「支払に係る効力が生ずる日」を「効力発生日」に改め、同条第二項中「の支払に係る基準日」を「に係る基準日等」に改め、同条第三項を削り、同条を第二十二条の三とする。

第二十二条の四第一項第一号中「（連結法人」を「（通算法人」に、「ときは、当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人」を「場合には、他の通算法人」に改め、同条第六項中「連結完全支配関係」を「通算完全支配関係」に改める。

第二十三条の見出し中「又は連結個別資本金等の額」を削り、同条第一項第一号中「又は連結事業年度」及び「又は連結個別資本金等の額」を削り、同項第二号中「又は連結個別資本金等の額」を削り、同号イ中「又は第八十一条の二十第一項（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）に規定する期間についてこれらの規定」を「に規定する期間（通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間。イにおいて同じ。）について同条第一項各号」に改め、「又は連結中間申告書」及び「又は連結確定申告書」を削り、「係るこれらの規定」を「係る同項」に改め、「若しくは連結個別資本金等の額」を削り、「若しくは連結個別利益積立金額（第九条第一項第一号若しくは」を「第九条第一号及び」に改め、「又は第九条の二第一項第一号若しくは第四号（連結利益積立金額）」を削り、同項第三号中「又は連結個別資本金等の額」を削り、同項第四号中「又は連結個別資本金等の額（以下この号において「直前資本金額等」という。）」を削り、「直前資本金額等が」を「当該直前の資本金等の額が」に改め、同項第五号中「分配対応資本金額」を「分配対応資本金額等」に改め、「（以下この号において「直前資本金額」という。）」を削り、「直前資本金額が」を「当該直前の資本金等の額が」に改め、同号イ中「第九条第一項第一号」を「第九条第一号」に改め、同項第六号イ中「又は連結個別資本金等の額」を削り、同条第四項第一号中「支払に係る基準日」を「交付に係る基準日等」に改め、同条第七項中「又は連結事業年度」を削る。

第二十四条の二第一項中「の益金不算入等」を削り、同条第四項第一号中「又は各連結事業年度」を削り、「前五年内事業年度等」を「前五年内事業年度」に改め、同号トを削り、同号チ中「租税特別措置法」の下に「（昭和三十二年法律第二十六号）」を加え、同号チを同号トとし、同号リを削る。

第二編第一章第一節第一款第二目中第二十四条の二の次に次の一条を加える。

（資産の評価益の計上ができない株式の発行法人等から除外される通算法人）

第二十四条の三　法第二十五条第四項（資産の評価益）に規定する政令で定める法人は、初年度離脱通算子法人（通算子法人で通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなつた日の属する当該通算親法人の事業年度終了の日までに当該通算完全支配関係を有しなくなるもの（当該通算完全支配関係を有することとなつた日以後二月以内に法第六十四条の十第六項第五号又は第六号（通算制度の取りやめ等）に掲げる事実が生ずることにより当該通算完全支配関係を有しなくなるものに限るものとし、他の通算法人を合併法人とする合併又は残余財産の確定により当該通算完全支配関係を有しなくなるものを除く。）をいう。）とする。

第二十五条第一項中「又は個別控除対象外国法人税の額」を削り、同項第一号中「受けた事業年度」の下に「又は同条第十七項（同条第二十二項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係る同条第十七項に規定する過去適用事業年度」を加え、「又は当該内国法人の適用連結事業年度（法第八十一条の十五第一項から第三項まで（連結事業年度における外国税額の控除）の規定の適用を受けた連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）において法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額（以下この条及び次条において「個別控除対象外国法人税の額」という。）とされた部分の金額」を削り、同項第二号中「又は当該減額がされた後の当該外国法人税の額につき当該内国法人の適用連結事業年度において法第八十一条の十五第一項の規定を適用したならば個別控除対象外国法人税の額とされる部分の金額」を削り、同条第二項中「第六十九条第十項に」を「第六十九条第九項に」に改め、同項第一号中「適格分割等（法第六十九条第九項第二号」を「法第六十九条第九項第二号」に改め、「をいう。以下この号において同じ。」及び「又は当該被合併法人等の適格合併の日の前日の属する連結事業年度以前の連結事業年度又は適格分割等の日の属する連結事業年度前の連結事業年度に限る。）において個別控除対象外国法人税の額とされた部分の金額」を削り、同項第二号中「又は当該減額がされた後の当該外国法人税の額につき当該被合併法人等の適用連結事業年度において法第八十一条の十五第一項の規定を適用したならば個別控除対象外国法人税の額とされる部分の金額」を削る。

第二十六条第一項第一号中「又は個別控除対象外国法人税の額」を削り、同項第二号を次のように改める。

二　法第二十六条第三項に規定する内国法人が、同項に規定する外国法人税の額が減額されることとなつた日の属する事業年度又はその翌事業年度開始の日以後二年以内に開始する各事業年度において、前条の規定により控除対象外国法人税の額が減額された部分とされる金額の全部又は一部を第百四十七条第一項（外国法人税が減額された場合の特例）の規定による同項に規定する納付控除対象外国法人税額からの控除又は同条第三項の規定による同項に規定する控除限度超過額からの控除に充てることができない場合　前条の規定により控除対象外国法人税の額が減額された部分とされる金額のうちこれらの控除に充てることができなかつた部分の金額

第二十六条第二項中「前項第一号」の下に「（次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「又は連結事業年度」及び「又は翌連結事業年度」を削り、同条に次の一項を加える。

３　第一項の内国法人が通算法人である場合（法第二十六条第三項に規定する外国法人税の額が減額されることとなつた日の属する事業年度終了の日が当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合に限る。）における第一項の規定の適用については、同項第一号中「場合」とあるのは、「場合又は当該事業年度終了の日において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が、当該終了の日に終了する事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額を当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入した場合」とする。

第二十八条の二の見出し並びに同条第一項、第四項及び第六項中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改め、同条第七項中「記載事項」を「記載事項等」に改め、「期間」の下に「（当該内国法人が通算子法人である場合には、同条第五項第一号に規定する期間）」を加え、「同項各号」を「同条第一項各号」に、「たな卸資産」を「棚卸資産」に改める。